

東京電力株式会社代表執行役社長 廣瀬 直己 様

福島第一原子力発電所の廃炉と
原子力損害賠償の完全実施に関する要求書

平成26年1月6日

福島県双葉町長 伊 澤 史 朗

福島第一原子力発電所の廃炉と原子力損害賠償の
完全実施に関する要求書

平成23年3月11日に発生した東京電力㈱福島第一原子力発電所事故は、原子力事故としては世界でも類のない極めて深刻な事態であり、2年9か月を経過したが、目に見えない放射能による健康への不安や土壌汚染による農作物への影響、それに伴う風評被害や山林の汚染、更には汚染水問題など多くの課題を抱えている。

当町は、これまで福島第一原子力発電所と共生したまちづくりを推進してきたが、発電所の事故により、故郷から避難を強いられ、96%が帰還困難区域となり、除染の見通しもたたず、いつ帰町できるのかが不透明な中、全町民が長期の避難生活を強いられている。しかしながら、福島第一原子力発電所の収束は見え、また、生活再建に必要な損害賠償が十分ではないなど、事故の原因者である東京電力㈱は、真摯な対応をしているとは言い難い。

そのため、双葉町は、東京電力（株）に対し、平成25年10月9日に12項目の要求を行い、同月31日にその回答について貴社から説明を受けたが、その内容は不十分なものであったと言わざるを得ない。

よって、改めて、特に下記の事項について、実施を強く求めるので、貴社の考えを具体的に説明願いたい。

記

(福島第一原子力発電所の廃炉について)

- 1 福島第一原子力発電所1～4号機の収束を安全かつ確実に行うこと。特に、収束作業及び廃炉措置に伴って発生する高線量がれき等の放射性廃棄物について、将来的な取扱いを含めて、処理方針を具体的に明らかとし、町民の不安を払しょくすること。
- 2 福島第一原子力発電所5号機及び6号機の廃炉に当たり、廃炉措置の進め方と今後の活用方法について、諸手続き等に先立ち、事前に町と十分に協議すること。

(原子力損害賠償の完全実施について)

- 3 原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第4次追補に基づく追加賠償について、早急に支払手続を進めること。
その際、指針は、最低の基準であることを認識し、被害者の実情に見合った賠償を迅速・確実に行うよう、賠償の実務を改善すること。
特に、第4次追補に基づく、住宅確保損害の賠償実務に当たっては、既に先行して狭隘な中古住宅等を取得した被害者もいることから、こうした被害者が不公平感をいだかないように、取得した住宅のリフォーム費用等を含めて、住宅確保損害の範囲を広くとらえるようにすること。
- 4 原子力損害賠償紛争解決センターの審議に迅速かつ誠実に対応するとともに、センターが提示する賠償額を受け入れ、迅速に賠償を行うこと。また、原子力損害賠償紛争解決センターにおいて和解した案件と同様の事例については、東京電力に対して直接請求を行っている被害者に対しても、和解内容と同様の賠償を行うこと。
- 5 第4次追補において、「被害者が移住等の先や避難先で営農や営業を再開し生活再建を図るため、農地や事業拠点の移転等を行う場合、当該移転等に要する追加的費用に係る賠償についても、損害に応じた柔軟かつ合理的な対応が求められる」とされたことを踏まえて、田畑や事業用地についても、住宅と同様に、避難先において代替地が確保できる水準に賠償基準を引き上げること。